

A 3 0 2 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1	新生児特定集中治療室管理料 1	10,011点	→	10,174点
2	新生児特定集中治療室管理料 2	6,011点		8,109点

【注の見直し】

注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号 A 3 0 3 の 2 に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号 A 3 0 3 - 2 に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して 21 日（出生時体重が 1,000 グラム未満の新生児にあつては 90 日、出生時体重が 1,000 グラム以上 1,500 グラム未満の新生児にあつては 60 日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。	→	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号 A 3 0 3 の 2 に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号 A 3 0 3 - 2 に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して 21 日（出生時体重が 1,500 グラム以上であつて、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては 35 日、出生時体重が 1,000 グラム未満の新生児にあつては 90 日、出生時体重が 1,000 グラム以上 1,500 グラム未満の新生児にあつては 60 日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。
-----	--	---	---

A 3 0 3 総合周産期特定集中治療室管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1	母体・胎児集中治療室管理料	7,011点	→	7,125点
2	新生児集中治療室管理料	10,011点		10,174点

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

A303-2 新生児治療回復室入院
医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

5,411点

5,499点

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生